

介護保険料について

令和3年度の介護保険料が決まりましたのでお知らせします。

介護保険料は、町の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに、所得に応じて段階的に決められています。

令和3年度の基準額は年額84,000円（月額基準額7,000円）です。

市区町村民税課税区分	対象となる方	所得段階	調整率	保険料（年額）
世帯全員が非課税	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金※1受給者の方 ●前年の課税年金収入額と合計所得金額※2の合計が80万円以下の方	第1段階	基準額×0.30	25,200円
	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	第2段階	基準額×0.50	42,000円
	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	第3段階	基準額×0.70	58,800円
世帯の誰かが課税	本人は市区町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	第4段階	基準額×0.90	75,600円
	本人は市区町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	第5段階	基準額×1.00	84,000円
本人が課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方	第6段階	基準額×1.20	100,800円
	前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	第7段階	基準額×1.30	109,200円
	前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	第8段階	基準額×1.50	126,000円
	前年の合計所得金額が320万円以上の方	第9段階	基準額×1.70	142,800円

※1 老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた方、または大正5年4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。2018年4月1日以降は、さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」（第1～5段階のみ）を控除した額となります。